

登録票(平成31年度)

春季

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春1	少年鑑別所における鑑別の実務について	旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡一条一丁目三番二十四号	2人程度	平成32年3月16日(月)～同月18日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春2	少年鑑別所における鑑別の実務について	釧路少年鑑別所	釧路少年鑑別所 北海道釧路市弥生1丁目5-22	2人程度	平成32年3月の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春3	少年院における矯正教育の実務について	茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町17-22-1	5人程度	平成32年2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)及び、法務教官の業務に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春4	少年院における矯正教育の実務について	水府学院	水府学院 茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084-1	3人	平成32年2月第3週以降の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。 ・通勤に適当な公共交通機関がないため、自家用車等での通勤が可能であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春5	少年院における矯正教育の実務について	榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東村新井1027-1	3人程度	平成32年2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(女性に限る。)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春6	少年院における矯正教育の実務について	市原学園	市原学園 千葉県市原市磯ヶ谷157-1	3人程度	平成32年3月16日(月)から3月18日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春7	少年院における矯正教育の実務について	八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台176 6	3人程度	平成32年2月3 日(月)から2月 5日(水)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での受 入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春8	少年院における矯正教育の実務について	多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町67 0	5人程度	平成32年2月 又は3月中の連 続する3日間程 度	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での受 入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男性が望ましい。)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春9	少年院における矯正教育の実務について	東日本少年矯正医療・教育センター	東日本少年矯正医療・ 教育センター 東京都昭島市もくせいの 社2-1-9	3人程度	平成32年2月2 5日(火)から2 月27日(木)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での受 入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春10	少年院における矯正教育の実務について	愛光女子学園	愛光女子学園 東京都狛江市西野川3 -14-26	3人程度	平成32年2月 下旬から3月上 旬の間の連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導 等)の実施に係る見学実習	実務部署での受 入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春11	少年院における矯正教育の実務について	久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横浜須賀市長瀬 3-12-1	2人程度	平成32年2月 下旬の2日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導 等)の実施に係る見学実習	実務部署での受 入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学、体 育又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学2年生以上又は大学院生であるこ と。 ・男性のみとします。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春12	少年院における矯正教育の実務について	新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町11 7-13	3人程度	平成32年2月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での受 入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春13	少年院における矯正教育の実務について	有明高原寮	有明高原寮 長野県安曇野市穂高有明7299	3人程度	平成32年2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。 ・冬季は、穂高駅からの公共交通機関が運航していないため、通所手段については相談を受けます。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春14	少年院における矯正教育の実務について	駿府学園	駿府学園 静岡県葵区内牧118	3人程度	平成32年2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春15	少年鑑別所における鑑別の実務について	宇都宮少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所 栃木県宇都宮市鶴田町574-1	2人	平成32年2月中旬の連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春16	少年鑑別所における鑑別の実務について	前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町4-5-7	2人	平成32年2月下旬から3月上旬までの連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春17	少年鑑別所における鑑別の実務について	さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36	2人	平成32年2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。 ・男女の別は問わない。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春18	少年鑑別所における鑑別の実務について	千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9	2人程度	平成32年2月下旬から3月上旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春19	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区氷川台2-11-7	6人	平成32年2月下旬から3月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席及び実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春20	少年鑑別所における鑑別の実務について	東京西法務少年支援センター	東京西法務少年支援センター 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番1号	3人	平成32年2月又は3月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る心理検査等の解釈体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次ないし4年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春21	少年鑑別所における鑑別の実務について	横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 神奈川県横浜市港南区港南4-2-1	4人	平成32年2月上旬から3月第1週頃の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春22	少年鑑別所における鑑別の実務について	甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町2075番地1	1人	平成32年2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。 ・通勤に適當な公共交通機関がないため、自家用車等での通勤が可能であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春23	少年鑑別所における鑑別の実務について	静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡県駿河区小鹿2丁目27番7号	2名程度	平成32年2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春24	少年院における矯正教育の実務について	浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山1-10-17	3人程度	平成32年3月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉・心理等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春25	少年院における矯正教育の実務について	交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市郡津2-4 5-1	3人程度	平成32年2月 又は3月中の連 続する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (女性に限る)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春26	少年院における矯正教育の実務について	加古川学園 ・ 播磨学園	加古川学園 播磨学園 兵庫県加古川市八幡町 永住544	3人程度	平成32年1月2 8日から2月末 日までの間の連 続する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練 等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会、福祉等に係る人間科学又は 刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春27	少年院における矯正教育の実務について	奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町11 22	3人まで	平成32年2月 下旬の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指 導、行事、審査会等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等) に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉・心理等に係る人間科 学又は刑事政策等を専攻していることが 望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春28	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について	大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出井 町8-30	3人程度	平成32年2月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春29	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について	神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 兵庫県神戸市兵庫区下 祇園町40-7	3人程度	平成32年2月 中の連続する3 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4 年次又は大学院生であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春30	少年鑑別所にお ける鑑別の実務 について	和歌山少年鑑別所	和歌山少年鑑別所 和歌山県和歌山市元町 奉行丁2丁目1番地	2人程度	平成32年2月 中の連続する2 日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪 席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検 査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学 等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等) に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生 であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票(平成31年度)

コース	研修課題	受入機関	実施場所	受入可能人数	受入時期	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1管区までです。
春31	少年院における矯正教育の実務について	貴船原少女苑	貴船原少女苑 広島県東広島市八本松町原6088	3人程度	平成32年1月から同年3月下旬までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春32	少年鑑別所における鑑別及び地域援助の実務について	鳥取少年鑑別所	鳥取少年鑑別所 鳥取県鳥取市湯所町2丁目417番地	3人程度	平成32年2月下旬から同年3月下旬までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿作成体験、心理検査の受検体験) ・地域援助に係る見学実習(出前授業見学、心理援助(各種セラピー)体験)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春33	少年鑑別所における鑑別の実務について	山口少年鑑別所	山口少年鑑別所 山口県山口市中央4-7-5	3人程度	平成32年1月から同年3月下旬までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿作成体験、心理検査の受検体験) ・地域援助に係る見学実習(出前授業見学、心理援助体験等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・原則として、大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春34	少年鑑別所における鑑別の実務について	松山少年鑑別所	松山少年鑑別所 愛媛県松山市吉野町3860番地	3人程度	平成32年2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春35	少年鑑別所における鑑別の実務について	高知少年鑑別所	高知少年鑑別所 高知県高知市塩田町19-13	3人程度	平成32年3月9日(月)～同月11日(水)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455